

地域産業保健活動に関する当面の課題案（追加分）

労働者の健康管理は、労働安全衛生法においては、事業場規模、産業医の選任義務の有無にかかわらず、健康診断の実施及び異常の所見がある者に対する医師又は歯科医師の意見聴取、当該意見を勘案した作業の転換等の事後措置、また、長時間労働者への医師による面接指導等の措置を義務付けている。

これらの措置は、労働者の健康管理の上で重要な役割を担っており、着実な実施が必要ではないか。

産業医の選任義務のない50人未満の事業場については、国は当該事業場を対象に産業保健サービスを提供するため地域産業保健センターを設置し、医師による相談などの地域産業保健活動を行っているが、異常所見者に対する医師等の意見、長時間労働者への面接指導等の着実な実施においては、従前の業務実績を大幅に上回る医師が対応すべき業務のニーズが発生することから、事業の充実とともに、事業の実施体制の見直しなどによる効率化も必要ではないか。

具体的には、地域産業保健センター事業の効率化については、各地域の実情に応じて、例えば、労働基準監督署単位から、事務処理の集約・効率化等のため、都道府県単位にて事業を委託するとともに、医師による相談等の業務は原則サテライト方式とすることを可能にするなどの柔軟な実施も検討が必要でないか。

健康診断結果の異常所見時の医師又は歯科医師からの意見聴取については、その着実な実施においては、多くの医師又は歯科医師による業務の確保が必要となるが、どのような方法による業務の実施が効率的かつ効果的か。

現下の経済情勢、雇用環境の悪化等を踏まえて、メンタルヘルス対策の一層の充実が必要ではないか。